

宿 泊 税

特別徴収事務の手引



金沢市総務局市民税課

目 次

第1章 宿泊税の概要	3
1 宿泊税の目的と使途	3
2 宿泊税の徴収方法	3
第2章 宿泊税のしくみ	5
1 課税客体及び納税義務者	5
2 宿泊料金	6
3 税率	11
4 課税免除	11
第3章 特別徴収義務者の登録	12
1 特別徴収義務者としての登録	12
第4章 宿泊税の申告及び納入	16
1 申告及び納入	16
2 納入義務の免除・還付	19
3 更正の請求	20
4 電子申告・電子納付	20
第5章 適正な申告納入のために	21
1 納税管理人	21
2 帳簿等の記載、保存	22
3 調査	23
4 更正・決定	23
5 加算金	23
6 延滞金	25
7 罰則等、滞納処分	26
第6章 その他	27
1 領収書等への表示	27
2 審査請求	28
3 申告書等の記入例	29
・ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書	29

・ 宿泊税納入申告書	30
・ 宿泊税月計表	31
・ 宿泊税納入書	32
・ 宿泊税納入期限等特例申請書	33
4 金沢市宿泊税条例・金沢市宿泊税条例施行規則（令和 7 年 6 月 1 日現在）	34
5 申告書等の提出先・お問い合わせ	47

第1章 宿泊税の概要

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策」に要する費用に充てるために導入した法定外目的税です。

宿泊税の税収は、次の施策のうち、新規事業又は拡充する事業に活用されます。

- まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興を図る施策
- 観光客の受入れ環境の充実を図る施策
- 市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策

※ 具体的な内容については、毎年度の予算及び決算に合わせて公表することとしています。

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

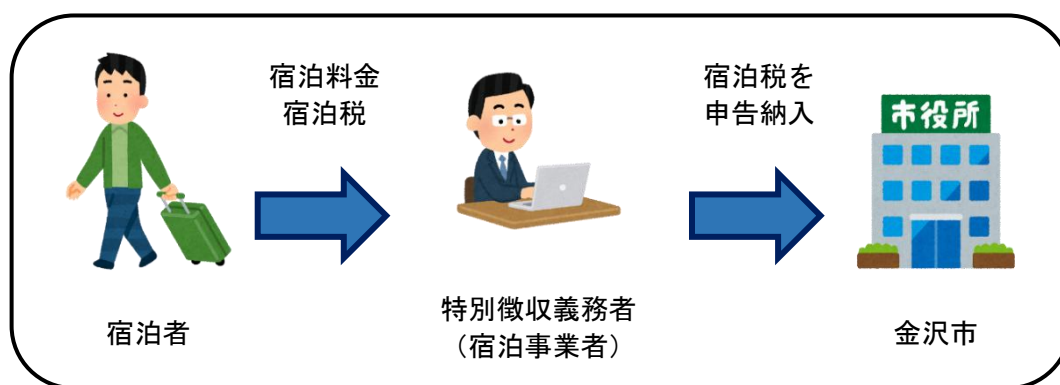
宿泊税の納税義務者は、金沢市内に所在する、旅館業の許可を受けて営業を行う施設（旅館・ホテル、簡易宿所）又は住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む住宅（以下これらを「宿泊施設」といいます。）の宿泊者ですが、金沢市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊料金と合わせて宿泊税を徴収し、金沢市へ申告と納入をしていただくこととしています。このような制度を「特別徴収制度」といいます。

特別徴収制度においては、納税義務者が宿泊税相当額を未払いであっても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者がその徴収すべき宿泊税相当額の申告と納入をしていただく必要があります。

(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）です。宿泊事業者は、本市からの個別の指定行為がなくとも、特別徴収義務者となります。

なお、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。



また、特別徴収義務者は、宿泊税の徴収、申告、納入のほか、各種申請や帳簿保存等を行う必要があります。

- ・ 特別徴収義務者としての登録等 ……12ページ
- ・ 宿泊税の申告及び納入 ……16ページ
- ・ 帳簿等の記載、保存 ……22ページ

第2章 宿泊税のしくみ

1 課税客体及び納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（課税客体）は、宿泊施設への宿泊です。

なお、宿泊税は、平成31年4月1日（金沢市宿泊税条例（以下「宿泊税条例」といいます。）施行日）以後の宿泊施設への宿泊に対し、その宿泊者に課税されます。

(1) 宿泊

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、次の①の基準に合致するものについても課税対象となる宿泊として取り扱います。

① 課税対象となる宿泊の基準

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

② 課税対象の判断の例

ア 事前に宿泊契約をした上で午前0時を越えてからチェックインした場合（宿泊者の到着が遅れたことによりチェックインした日が予定日の翌日になった場合）

⇒ その契約が宿泊契約として取り扱うものであれば、課税対象となります。ただし、到着がチェックイン予定日の翌朝になったことにより、宿泊施設が宿泊料金を徴収しないときは、この限りではありません。

イ 客室を日帰りで利用するいわゆるデイクースの場合

⇒ 日をまたぐ利用ではないため課税対象とはなりません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、課税対象となります。

ウ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

⇒ 日をまたぐ6時間以上の利用（連続した延長利用の時間を含みます。）があった場合は、宿泊とみなし、課税対象となります。

なお、契約上「宿泊」と「休憩」の区別がない場合は、「その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用」であるかどうかで宿泊の判断を行います。

(2) 納税義務者

納税義務者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、その設備を利用して宿泊した者をいいます。宿泊料金を宿泊者以外の第三者が負担した場合であっても、実際に宿泊した者が納税義務者となります

2 宿泊料金

宿泊税の税率は、1人1泊当たりの宿泊料金により判定します。

この場合の宿泊料金とは、宿泊に伴う料金のほか、その名称にかかわらず、宿泊者が宿泊の対価又は負担として宿泊施設に支払うべき金額をいいます。

なお、宿泊料金の算出基準については、次のとおりです。

(1) 宿泊料金に含むもの

宿泊料金には、いわゆる宿泊料のほか、宿泊者の意思に関わりなく請求される清掃代、寝具代、入浴料、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等を含みます。

また、宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者からその宿泊に関して宿泊施設に支払うべき金額も含みます。

(2) 宿泊料金に含まないもの

次に掲げる金額は、宿泊施設の宿泊料金に含まれる場合であっても、宿泊税の算出の基礎となる宿泊料金から控除します。

- | | |
|---|--|
| ア | 宿泊に伴い提供される飲食、遊興等に係る金額 |
| イ | 会議室の使用、休憩その他これらに類する利用行為に係る金額 |
| ウ | 消費税、地方消費税、入湯税等の租税に相当する金額 |
| エ | 自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等に相当する金額 |
| オ | 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等に相当する金額 |

(3) 宿泊料金の判定における事例

例 1 各種宿泊プランの取扱い

- 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金（以下「食事料金等」といいます。）が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。
- 朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為が無料で提供される場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例 2 企画旅行の取扱い

- 企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている 1 人当たりの料金を宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除きます。）とします。

例 3 手配旅行の取扱い

- 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した 1 人当たりの宿泊料金（食事料金等に相当する金額を除きます。）とします。ただし、宿泊施設と旅行業者との料金精算の際に、旅行業者が受けるべき取扱手数料等をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例 4 宿泊施設による割引、優待等がある場合の取扱い

- 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします（宿泊施設のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。）。
- 旅行業者、カード会社等の外部のポイント制度等に基づくポイント等の利用については、そのポイント等の利用を宿泊料金の値引きとして取り扱わず、値引き前の金額を宿泊料金とします。

例 5 連泊割引の取扱い

- 連続して宿泊（以下「連泊」といいます。）をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引を行った場合は、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

例6 第三者からの支払があった場合の取扱い

- 補助金、助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払がある場合で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われるときは、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。
- 補助金、助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

例7 時間延長がある場合の取扱い

- 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。
- 休憩その他これに類する利用に係る契約において時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例8 ウィークリーマンション等の取扱い

- 週単位、月単位等の長期にわたりウィークリーマンション等を利用する場合は、契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除して得た額を宿泊料金とします。

例9 税込み宿泊料金の取扱い

- 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例10 外貨建て取引の取扱い

- 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- ※ 具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例11 1人当たりの料金が不明な場合の取扱い

- 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明の場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た額を1人当たり

の宿泊料金とします（下例ア及びイをご参照ください。）。

※ 1人当たりの宿泊料金の算出に当たっての留意点

- ・ 客室定員を超える宿泊者がある場合で、客室定員を超えることによる寝具の追加がなく、支払うべき宿泊料金の総額に変更がないときは、客室定員を超える宿泊者を宿泊者数から除外します。この場合、客室定員を超える宿泊者には宿泊税は課税されません（下例ウをご参照ください。）。
- ・ エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します（下例エをご参照ください。）。
- ・ 宿泊料金の総額に幼児料金、子供料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金（以下「特定宿泊者帰属料金」といいます。）が含まれる場合は、特定宿泊者帰属料金を帰属者の宿泊料金として別に取り扱い、宿泊料金の総額からその額を控除し、帰属者を宿泊者の総数から除外します。

なお、特定宿泊者帰属料金については、宿泊施設が契約上宿泊料金として取り扱う場合は、帰属者の宿泊料金とします（下例オをご参照ください。）。

例 1 室税抜き20,000円（ツインルーム）の場合

ア 1人で宿泊（いわゆるシングルユース）

20,000円 ÷ 1人 = 20,000円 【宿泊税 500円 × 1人】

イ 2人で宿泊

20,000円 ÷ 2人 = 10,000円 【宿泊税 200円 × 2人】

ウ 大人2人、子供1人（添い寝、寝具の追加なし）で宿泊

20,000円 ÷ 2人 = 10,000円 【宿泊税 200円 × 2人】

※ 客室定員を超える1名は課税対象外

エ 3人で宿泊（エキストラベッド（7,000円）を追加）

(20,000円 + 7,000円) ÷ 3人 = 9,000円 【宿泊税 200円 × 3人】

オ 大人2人、乳児1人で宿泊（ベビーベッド（2,000円）を追加）

20,000円 ÷ 2人 = 10,000円 【宿泊税 200円 × 2人】

2,000円 ÷ 1人 = 2,000円 【宿泊税 課税免除】

※ ベビーベッド代を特定宿泊者帰属料金として別に取り扱い

例12 清掃料金を強制料金としている場合の取扱い

- 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。
- 連泊のときは、その清掃料金を宿泊数で按分して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

例13 ホールドルーム等の取扱い（実際の宿泊が伴わない場合等）

- ホールドルーム、キープルーム等の契約であっても、実際に宿泊行為があった場合は、通常の宿泊と同様に取り扱います。この場合において、宿泊者数は、宿泊施設で把握する人数とし、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって1人当たりの宿泊料金を算出します（例11をご参照ください。）。

ただし、実際に宿泊行為がなかった（宿泊施設が把握した人数が0人であった）ことにより、その利用行為に係る料金を宿泊料金として取り扱わないときは、宿泊税は課税されません。

例 ファミリールーム（定員5人）50,000円を6日間確保した場合

次のとおり、宿泊日ごとに宿泊施設で把握した人数をもって算出します。

	宿泊者数	宿泊料金 (利用料金)	1人当たりの金額		宿泊税
			宿泊料金	宿泊税率	
1日目	0人	50,000円	0円	0円	0円
2日目	4人	50,000円	12,500円	200円	800円
3日目	5人	50,000円	10,000円	200円	1,000円
4日目	0人	50,000円	0円	0円	0円
5日目	5人	50,000円	10,000円	200円	1,000円
6日目	2人	50,000円	25,000円	500円	1,000円
宿泊税 計					3,800円

※ 上記の例では、1日目及び4日目において、宿泊施設で把握した宿泊者数が0人であったことにより「利用料金」として取り扱っているため、宿泊税が課税されていません。

3 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿 泊 料 金（税抜き）	税 率
5, 0 0 0 円未満	課税されません
5, 0 0 0 円以上 2 0, 0 0 0 円未満	2 0 0 円
2 0, 0 0 0 円以上	5 0 0 円

※ 宿泊施設の宿泊者に対する割引、株主優待等による値引き等の取扱いにより宿泊料金が
かからない宿泊の場合は、宿泊税は課税されません。

4 課税免除

(1) 免税点未満の宿泊料金の場合の課税免除

令和6年10月以降、宿泊料金が1人1泊につき5,000円未満の宿泊については、宿泊税を課さないこととします。

(2) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊の課税免除

外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととします。

なお、具体的な取扱いについては、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

① 課税が免除される施設及び外国大使等

- ア 消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設
- イ 消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

② 申請の手続

宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

○ 申請時の提出書類

- ア 外国大使等に対する宿泊税課税免除施設指定申請書
- イ 消費税免除指定店舗の指定日を確認できる書類

第3章 特別徴収義務者の登録

1 特別徴収義務者としての登録

新たに宿泊施設の営業を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした方で、宿泊施設において、1人1泊につき5,000円以上の宿泊料金の設定がある場合は、営業を開始しようとする日の前日までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。なお、登録は、営業許可等を受けた施設単位ごとの申請となります。

○ 特別徴収義務者としての登録が不要となる場合

1人1泊につき5,000円以上の宿泊料金の設定がなく、申告納入すべき宿泊税が年間を通じて生じない場合は、登録は不要です。ただし、宿泊料金の変更等により申告納入すべき宿泊税が生じた場合は、その日から10日以内に特別徴収義務者としての登録のほか、宿泊税の徴収及び申告納入が必要です。

(1) 登録の申請

○ 申請時の提出書類

ア 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（規則様式第5号）

※ 29ページに記入例があります。

イ 添付書類（写しで構いません。）

- ・ 特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票及びマイナンバーを確認できる書類

※ マイナンバーを確認できる書類としてマイナンバーカードの写しを添付される場合は、両面の写しが必要です。

※ マイナンバーカード以外の書類（通知カード等）を添付される場合は、運転免許証等の写真付き本人確認書類等の添付が必要です。

- ・ 旅館業に係る許可書又は住宅宿泊事業に係る標識
- ・ 宿泊約款等の宿泊契約書
- ・ 宿泊料金を確認できる書類

※ 宿泊事業者とは別に実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者を特別徴収義務者に指定する場合は、その指定を受けた日から10日以内に上記の添付書類のほか、次の書類を添付してください。

- ・ 実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者である旨の申立書
- ・ 宿泊事業者と実際にその宿泊施設の経営に責任を有している者の間で締結した委託契約書等の写し

※ 共同経営者がある場合は、その経営者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を記載した書類並びにそれらの記載事項を確認できる書類等を添付してください。

※ 承継法人が新規の登録申請を行う場合は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書の備考欄に合併・分割以前の事業者を記入してください。

(2) 特別徴収義務者証の交付

特別徴収義務者としての登録後に、宿泊税特別徴収義務者証（規則様式第7号。以下「証票」といいます。）を交付します。

※ この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。

※ フロントが複数の箇所にあるなど証票を複数必要とする場合は、特別徴収義務者登録申請書の備考欄に必要枚数とその理由を記載してください。

※ 紛失、汚損又は破損したときは、再交付の申請を行ってください。

様式第7号（第7条関係）

見本

宿泊税特別徴収義務者証

金沢市宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

金沢市長 印

Accommodation Tax
Special Collection Agent Certificate

Verified as a special collection agent as defined by the Kanazawa
Municipal Government Accommodation Tax Ordinance.

Kanazawa City Hall

宿泊施設名 金沢TAXホテル

宿泊施設所在地 金沢市〇〇町2-2-2

宿泊施設番号 ●●●●●●

実際は
A5サイズです。

2 登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更

特別徴収義務者として登録している事項（代表者、施設名称、送付先等）に変更があった場合、登録事項の変更の申請が必要です。

○ 申請時の提出書類

ア 宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（規則様式第9号）

イ 添付書類（写しで構いません。）

- ・ 特別徴収義務者に係る変更の場合

特別徴収義務者が法人の場合は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住民票

- ・ 宿泊施設に係る変更の場合

旅館業法等による変更届出書等の変更を確認できる書類

- ・ その他

変更の内容を確認できる書類

※ 次のいずれかの事由により特別徴収義務者に異動があったときは、変更の申請ではなく、従前の特別徴収義務者の営業の廃止及び新たな特別徴収義務者の登録の手続が必要です。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者の法人への変更
- ・ 法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事由

(2) 宿泊施設の休止又は再開

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に申告を行ってください。

また、休止期間を定めずに営業を休止した場合で、営業を再開しようとするときは、再開の申告を行ってください。

なお、休止とは、改装その他の理由により営業を行わない状態で、その後再開が見込まれるものをいいます。

○ 申告時の提出書類

ア 宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書（規則様式第10号）

イ 休業（再開）のお知らせ等の休止又は再開を確認できる書類

（写しで構いません。）

(3) 宿泊施設の営業の廃止

宿泊施設の営業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に申告を行ってください。

なお、廃止の日までに徴収した宿泊税がある場合は、申告及び納入を行う必要があります。

○ 申告時の提出書類

ア 宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書（規則様式第10号）

イ 登記事項証明書（閉鎖事項全部証明書）等の廃止を確認できる書類

（写しで構いません。）

※ 併せて、登録時に交付した証票を返還してください。

紛失等により返還できない場合は、宿泊税特別徴収義務者証紛失届を提出してください。

第4章 宿泊税の申告及び納入

1 申告及び納入

(1) 申告及び納入の期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに申告及び納入を行ってください。

なお、期限後に申告及び納入を行った場合は、本来の税額のほか、加算金や延滞金が課される場合があります。

※ 月末が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が申告及び納入の期限となります。

※ 12月の申告及び納入の期限は、法令等に基づき、翌年1月4日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日）として取り扱います。

(2) 申告及び納入の期限の特例

特別徴収義務者の申告手続の負担を軽減するため、次の①の要件を満たす場合は、申請により、申告及び納入の期限の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けることができます。この特例の適用を受けると、申告及び納入の期限は、3か月分を取りまとめた年4回となります。

① 適用の要件

ア 申請日において、特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。

イ 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が120万円以下であること。

ウ 過去にこの特例の適用を取り消されたことがある場合、その取消の日から1年を経過していること。

エ 申請日前1年間に於いて、宿泊税の申告が適正に行われていること。

オ 申請日前1年間に於いて、市税等の滞納がないこと。

カ 財産の状況その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

② 特例適用時の申告及び納入の期限

宿泊のあった月	申告及び納入の期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

③ 申請時の提出書類

- ・ 宿泊税納入期限等特例承認申請書（規則様式第4号）

※ 33ページに記入例があります。

④ 適用の開始

申請により特例の適用が承認された場合は、宿泊税納入期限等特例承認通知書（以下「特例承認通知書」といいます。）により通知があった日の属する月の宿泊分から特例が適用されます。

なお、この特例は、適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

例 6月10日付けで特例承認通知書にて通知があった場合

6月の宿泊分から特例が適用されますので、当該宿泊対象月の申告は、通常申告すべき月（7月）ではなく、特例適用時の申告月（9月）に、7月宿泊分、8月宿泊分と合わせて申告することとなります。

⑤ 適用の取消し

年度の途中で適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の3月に申告すべき分まで特例を適用させ、翌年度の4月に申告すべき分から特例の適用を取り消します。

適用が取り消される場合は、3月に、納入期限等特例承認取消通知書により通知します。

なお、事情により特例の適用の取消しを希望する場合は、市民税課までお問い合わせください。

(3) 宿泊税納入申告書

宿泊税納入申告書（規則様式第2号。以下「納入申告書」といいます。）には、宿泊のあった月における宿泊税に係る税率ごとの宿泊数、宿泊税額及び宿泊税の課税対象外の宿泊数を記入してください。

令和6年10月から納入申告書の様式を変更していますが、従来の様式を使用することもできます。

※ 電子申告については、20ページをご参照ください。

① 申告時の提出書類

ア 宿泊税納入申告書 ※ 30ページに記入例があります。

イ 宿泊税月計表 ※ 31ページに記入例があります。

- ・ 記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

② 納入申告書の記載及び提出に当たっての留意点

- ・ 課税対象となる宿泊がない場合（納入すべき宿泊税額が0円の場合）でも納入申告書を提出してください。
- ・ 申告及び納入の期限の特例の適用を受けている場合は、1枚の納入申告書に3か月分の申告内容を記載してください。
- ・ 郵送による納入申告書の提出があった場合は、消印の日付を提出日として取り扱います。

(4) 宿泊税納入書

申告された宿泊税は、納入期限（毎月月末）までに、金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で、宿泊税納入書（規則様式第3号。以下「納入書」といいます。）により納入してください。

※ 納入書の記入例が32ページにあります。

※ 納入できる金融機関については、納入書に記載があります。

※ 電子納付については、20ページをご参照ください。

2 納入義務の免除・還付

宿泊税は、実際に宿泊者から税を受け取っていなくても、課税の対象となる「宿泊」があれば、特別徴収義務者が申告及び納入を行う必要があります。

しかし、特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告及び納入の期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を天災、火災、盗難等の避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で納入義務を免除します。

また、納入義務を免除した場合において、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

(1) 納入義務の免除・還付の理由となる例

- 宿泊者や旅行会社が破産、整理等の法定手続に入り支払不能となったため、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- 宿泊者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行等により、宿泊料金及び宿泊税を受け取ることができなくなったとき。
- 特別徴収義務者が天災、盗難等に遭い、宿泊料金及び宿泊税の納入ができなくなったとき。

(2) 還付金の充当

納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納に係る徴収金がある場合は、還付する税額をこれに充当することがあります。

(3) 申請の手続

納入義務の免除・還付を受けようとする場合は、宿泊施設ごとに申請してください。

- 申請時の提出書類
 - ア 宿泊税還付・納入義務免除申請書（規則様式第11号）
 - イ り災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

3 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告した場合は、更正の請求をすることができます。

(1) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができる期間は、原則として納入期限から5年以内です。

なお、申告及び納入の期限の特例の適用を受けている場合は、その特例による納入期限から5年以内です。

(2) 請求の手続

更正の請求があった場合は、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、帳簿等を確認する場合がありますので、ご協力をお願いします。

○ 請求時の提出書類

- ・ 宿泊税更正請求書（規則様式第15号）

4 電子申告・電子納付

(1) 「eLTAX」による電子申告・電子納付

地方税共同機構が運営する「eLTAX（エルタックス）」による電子申告・電子納付が可能です。

電子申告は「PCdesk Next」、電子納付は「PCdesk（WEB版）」から行います。

電子申告・電子納付の操作方法については、以下のページをご確認ください。

- ・ eLTAXのホームページ：<https://www.lta.go.jp/>
- ・ PCdesk Next 特設ページ：<https://www.lta.go.jp/eltax/shinkoku/pcdesk/>
- ・ 各種マニュアル等：<https://www.lta.go.jp/support/manual/>

(2) 「金沢市電子申請サービス」による電子申告について

金沢市電子申請サービスを利用した電子申告の手続き方法については、電子申告の手引き（市HP掲載）をご参照ください。

なお、「金沢市電子申請サービス」からは電子申告のみ可能です。納付については、金融機関の窓口で「宿泊税納入書」による納付をお願いします。

第5章 適正な申告納入のために

1 納税管理人

特別徴収義務者は、金沢市内に住所及び所在地（以下「住所等」といいます。）を有していない場合は、納税に関する一切の事務を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者を代理人と定めて申告する必要があります。この代理人を「納税管理人」といいます。

(1) 納税管理人の申告

納税管理人を定める必要がある場合は、納税管理人を定める必要が生じた日から10日以内に申告してください。ただし、宿泊税の徴収に支障がないと認められる場合は、納税管理人を定める必要がないときがありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

○ 申告時の提出書類

ア 宿泊税納税管理人申告書（規則様式第12号）

イ 納税管理人が法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書）、個人の場合は住民票（写しで構いません。）

(2) 納税管理人の変更等

納税管理人の変更や申告事項の異動等の場合は、その異動が生じた日から10日を経過した日までに、その旨を申告してください。

○ 申告時の提出書類

ア 宿泊税納税管理人申告書（規則様式第12号）

イ 新たな納税管理人の住民票等の変更等の確認ができる書類
（写しで構いません。）

2 帳簿等の記載、保存

宿泊税条例の規定により、帳簿の備付けとその帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領をした書類を次のとおり保存しなければなりません。

また、取引情報の授受を電磁的方式によって行う電子取引をした場合には、原則としてその電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内保存する必要があります。ただし、電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

(1) 帳簿の記載及び保存

① 記載事項

ア 宿泊年月日、宿泊料金（宿泊に伴う売上げとして、通常、帳簿等に記載されている額）及び宿泊者数

イ アのうち、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額

② 保存期間

申告及び納入の期限から5年間

(2) 書類の作成及び保存

① 作成要件

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額の記載があるもの

② 保存期間

申告及び納入の期限から2年間

(3) 電磁的記録による保存等

特別徴収義務者が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して帳簿書類を作成する場合で、所定の要件を満たすときは、これらの電磁的記録をもって、帳簿書類の作成、備付け及び保存に代えることができます。

※ 電磁的記録による保存等に係る取扱いは、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」及び「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」に準じます。

3 調査

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認を行うために、金沢市の担当職員が申告指導や宿泊施設の現地調査を行うことがあります。公平公正な税務行政の運営のためご協力をお願いします。

4 更正・決定

更正とは、申告された宿泊税額に誤りがある場合に行う処分をいい、決定とは申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分をいいます。調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合は、正しい税額を納入していただくために、更正又は決定を行います。

更正・決定を行った場合は、納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

5 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、加算金が課されることがあります。加算金の種類及び計算方法は、次のとおりです。

(1) 過少申告加算金

提出期限までに納入申告書の提出があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき。 【更正による不足税額の10%】

※ 不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算されます。

(2) 不申告加算金

① 提出期限後に納入申告書の提出があったとき。 【申告税額の15%】

② 納入申告書の提出がないため、決定があったとき。 【決定税額の15%】

③ ①②の場合で、更正があったとき。 【更正による不足税額の15%】

④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき。

【申告税額の5%】

※ ①～③の場合で、納入すべき税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分について、さらに5%が加算されます。加えて、納入すべき税額のうち、300万円を超える部分については、さらに10%が加算されます。

※ ④の場合で、その提出期限後に提出された納入申告書が本来の提出期限から1か月以内に提出されているなど一定の要件を満たすときは、加算金が課されないことがあります。

(3) 重加算金

事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 過少申告加算金に関するもの | 【過少申告加算金10%に代えて35%】 |
| ② 不申告加算金に関するもの | 【不申告加算金15%に代えて40%】 |

(4) 不申告加算金と重加算金の加重措置

不申告加算金（上記(2)①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5年以内に再び不申告加算金（上記(2)①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合、不申告加算金又は重加算金がさらに10%加算されます。

6 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入しなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課されます。延滞金は、納入すべき金額に、納期限の翌日から納入までの期間の日数に応じで計算します。

○ 延滞金の計算方法

ア 納期限の翌日から1か月を経過する日までの割合

年7.3%ですが、延滞金特例基準割合（各年の前々年9月から前年8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合）が年7.3%未満の場合は、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合のいずれか低い割合が適用されます。

イ 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合

年14.6%ですが、延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

※延滞金特例基準割合は、毎年見直しが行われています。

ウ 端数処理等

滞納額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

また、滞納額の全額が2,000円未満の場合又は延滞金の確定金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。

7 罰則等、滞納処分

宿泊税に関する罰則等や滞納処分については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。宿泊税の申告等についてお困りの点がありましたら、お早めに市民税課までご相談ください。

※ 罰則等の対象となる行為

- 検査拒否
- 納税管理人に係る虚偽の申告又は不申告
- 帳簿の記載義務違反
- 虚偽の申告
- 脱税 等

第6章 その他

1 領収書等への表示

宿泊者に交付する領収書等には、宿泊税の名称とその額を表示するようお願いします。
宿泊税の名称は、次の①のとおりです。

なお、宿泊税に相当する金額を明確に区分していない場合は、宿泊税を含んだ客室料金が消費税及び地方消費税の課税対象となりますので、ご注意ください。

① 税の名称表示

- ・ 日本語表記 : 宿泊税
- ・ 英語表記 : Accommodation Tax

② 領収書等記載例

ア 客室料金に宿泊税額を含めない料金設定の場合

合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数1名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	200円
	合 計	11,200円
〇〇年〇〇月〇〇日 金沢市〇〇町2-2-2 金沢TAXホテル		
印 紙	受領印	

宿泊税額を別に計上する場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様		
〇〇〇号室 人数1名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	合 計	11,000円
上記のほか、宿泊税額200円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日 金沢市〇〇町2-2-2 金沢TAXホテル		
印 紙	受領印	

イ 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領 収 書		
〇〇 〇〇 様 〇〇〇号室 人数 1 名		
日 付	項 目	金 額
〇月〇日	客室料金	11,200円
	合 計	11,200円
上記金額には、消費税等額 1,000円 及び宿泊税額 200円が含まれています。 〇〇年〇〇月〇〇日 金沢市〇〇町 2-2-2 金沢 T A X ホテル		
印 紙		受領印

2 審査請求

金沢市長が行った処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

※ 審査請求の対象となる処分

- 税額の更正又は決定
- 加算金の決定
- 更正請求の否認
- 特別徴収義務者の指定又は指定解除
- 納入義務免除又は還付の決定
- 申告及び納入の期限の特例の不承認又は承認取消 等

3 申告書等の記入例

・ 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

新たな宿泊施設の営業開始に伴い、宿泊税の特別徴収義務者として登録申請する際に使用します。（12 ページをご参照ください。）

令和 6 年 11 月 20 日

(宛先) 金沢市長

住 所 金沢市〇〇町 1-1-1
(所在地)
氏 名 株式会社 金沢 T A X 観光
(名 称) 代表取締役 金沢 太郎
個人番号 1234567890000
(法人番号)

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

宿泊税の特別徴収義務者としての登録について、金沢市宿泊税条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地	金沢市〇〇町 2-2-2 電話番号 076-000-1234		
	名 称	金沢 T A X ホテル		
	施設の概要	客室数 30 室	収容定員 60 名	延べ床面積 1,000㎡
	営業開始 (予定) 日	令和 6 年 12 月 1 日		
旅館業法の 許可・住宅 宿泊事業法 の届出	住 所 (所在地)	金沢市〇〇町 1-1-1		
	氏 名 (名 称)	株式会社 金沢 T A X 観光 代表取締役 金沢 太郎		
	営業種別	旅館・ホテル営業		
施設所有者	許可番号 (届出番号)	●●●●●●●●●●		
	住 所 (所在地)	金沢市〇〇町 1-1-1 電話番号		
	氏 名 (名 称)	金沢 太郎		
共同経営者	住 所 (所在地)	電話番号		
	氏 名 (名 称)			
	住 所 (所在地)	金沢市〇〇町 1-2-3 電話番号 076-000-1111		
書類送付先	氏 名 (名 称)	株式会社 金沢 T A X 観光 経理部		
	備 考			

【申請者】

○ 宿泊事業者の住所、氏名を記入してください。

○ 法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。

【宿泊施設】

○ 施設の概要には、消防署への届出や建築確認申請書等から、現在の宿泊施設の状況を記入してください。

【旅館業法の許可・住宅宿泊事業法の届出】

○ 営業種別は、次のいずれかを記入してください。

- ・ 旅館・ホテル営業
- ・ 簡易宿所営業
- ・ 住宅宿泊事業

【施設所有者】

【共同経営者】

○ 施設所有者は、建物登記事項証明書に記載されている情報を記入してください。

○ 共有者又は共同経営者が 2 名以上の場合は、同じ項目の情報が記載された内訳を添付してください。

【書類送付先】

○ 書類の送付先や申告の問合せ先等を別途指定される場合は、この欄に記入してください。

○ 法人の場合は、担当部署まで記入してください。

【備考】

○ その他、必要に応じて記入してください。

例) 特別徴収義務者証の必要枚数及び理由
吸収合併による新規登録の場合の従前の事業者

・ 宿泊税納入申告書

宿泊税額を申告する際に使用します。（18 ページをご参照ください。）

令和 6 年 11 月 20 日

（宛先）金沢市長

住 所 金沢市〇〇町 1-1-1
 （所在地）
 氏 名 株式会社 金沢 TAX 観光
 （名称）
 代表取締役 金沢 太郎
 個人番号 99999999999999
 （法人番号）

宿泊税納入申告書

宿泊税の納入について、金沢市宿泊税条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申告します。

宿泊施設	所在地	金沢市〇〇町 2-2-2		
	名称	金沢 TAX ホテル		
	電話番号	000-1234	宿泊施設番号	●●●●●●

令和 6 年 10 月分	区分		宿泊数	税率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	520 泊	200 円	104,000 円
		2 万円未満	42 泊	500 円	21,000 円
	合 計		562 泊	納入すべき	
	課税対象外		48 泊	金 額	125,000 円

令和 年 月分	区分		宿泊数	税率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	泊	200 円	円
		2 万円未満	泊	500 円	円
	合 計		泊	納入すべき	
	課税対象外		泊	金 額	円

令和 年 月分	区分		宿泊数	税率	税 額
	宿泊料金 (1 人 1 泊)	5 千円以上	泊	200 円	円
		2 万円未満	泊	500 円	円
	合 計		泊	納入すべき	
	課税対象外		泊	金 額	円

納入すべき金額 合計			125,000 円
------------	--	--	-----------

備考
 1 課税対象（200 円・500 円）及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表等）を添付してください。
 2 納入すべき金額が 0 円の場合でも申告書の提出が必要です。

【申告者】

- 宿泊事業者の住所、氏名を記入してください。
- 法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。

【宿泊施設】

- 宿泊施設番号は、宿泊税特別徴収義務者証等に記載されている 6 桁の番号を記入してください。

【申告内容】

- 宿泊対象月における区分ごとの宿泊数に税率を乗じた金額及びその合計額を記入してください。
- 課税対象外には、次に掲げる宿泊があった場合における宿泊数の合計を記入してください。
 - ・ 1 人 1 泊につき 5,000 円未満の宿泊
 - ・ 宿泊施設の取扱いにより宿泊料金のかからなかった宿泊
 - ・ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
- 宿泊数の合計に課税対象外の分を加算した宿泊数が、帳簿等の宿泊数と一致することを確認してください。
- 申告及び納入の期限の特例を受けている場合は、2 段目・3 段目の欄に申告内容を記入してください。

【納入すべき金額 合計】

- 各月の納入すべき金額を合計した金額を記入してください。

・ 宿泊税月計表

申告する宿泊対象月の宿泊数の内訳を記載し、納入申告書に添付します。（18 ページをご参照ください。）

宿泊税月計表

令和 6 年 10 月 宿泊分

宿泊施設名		全沢 TAX ホテル		宿泊施設番号		●●●●●●●●	
日付	宿 泊 数 (泊)			宿泊数(泊) (課税対象外)			
	税率200円	税率500円	合 計				
1	12	0	12	0			
2	7	0	7	2			
3	15	0	15	2			
4	9	0	9	0			
5	17	1	18	0			
6	22	3	25	5			
7	17	1	18	1			
8	8	0	8	2			
9	15	0	15	1			
10	12	1	13	3			
11	16	0	16	6			
12	24	3	27	0			
13	29	5	34	0			
14	19	0	19	0			
15	11	0	11	0			
16	12	0	12	1			
17	9	1	10	3			
18	15	0	15	0			
19	19	2	21	0			
20	28	6	34	0			
21	17	0	17	0			
22	13	0	13	4			
23	12	0	12	7			
24	7	1	8	4			
25	15	0	15	0			
26	27	4	31	0			
27	39	8	47	0			
28	21	6	27	0			
29	23	0	23	4			
30	20	0	20	2			
31	10	0	10	1			
計	520	42	562	48			

備考 この表を納入申告書に添付してください。ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

月計表は、記載事項が同様なものであれば、任意の様式での提出も可能です。

【宿泊数】

- 宿泊対象月における税率ごとの宿泊数を、宿泊日ごとに記入してください。

【宿泊数（課税対象外）】

- 宿泊対象月において、次に掲げる宿泊があった場合における宿泊数を、宿泊日ごとに記入してください。
 - ・ 1人1泊につき5,000円未満の宿泊
 - ・ 宿泊施設の取扱いにより宿泊料金のかからなかった宿泊
 - ・ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

申告及び納入の期限の特例を受けている場合には、3か月分を1枚にまとめた様式の使用も可能です。

その2

宿泊税月計表

宿泊施設名		宿泊施設番号											
日付	年 月 宿泊分				年 月 宿泊分				年 月 宿泊分				
	宿 泊 数 (泊)	税率200円	税率500円	合計	宿 泊 数 (泊)	税率200円	税率500円	合計	宿 泊 数 (泊)	税率200円	税率500円	合計	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
計													

備考 この表を納入申告書に添付してください。ただし、記載事項が同様のものであれば、任意の様式での提出も可能です。

- ・ 宿泊税納入書

宿泊税を金融機関で納入する際に使用します。（18 ページをご参照ください。）

石川県金沢市					宿 泊 税 納 入 書				
市区町村コード									
1	7	2	0	1	4				

口 座 番 号					加 入 者 名							
特別徴収義務者												
住 所 (所在地) 金沢市〇〇町１－１－１												
氏 名 (名称) 株式会社 金沢ＴＡＸ観光 代表取締役 金沢 太郎												
宿泊施設名等 金沢ＴＡＸホテル												
業 務 コード	機 関 コード	年 度	年 度 別	通 知 書 番 号								
79	02	506	506	00●●●●●●●-01								
申 告 期 間							区 分					
令和６年１０月宿泊分 (から 年 月 宿泊分まで)							01 01 02 03 申告更正決定					
		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税 額								1	2	5	0	0
延 滞 金												
合 計 額							¥	1	2	5	0	0
納 期 限		令和6年12月2日						領 收 日 付 印				
日 計		***** □ ***** 円										
上記のとおり納入します。												
(納入者保管)												

日 計		***** □ ***** 円	日 付 印	
上記のとおり納入します。				
(金融機関保管)			《宿泊税納入書》	

指定金融機関名 (取りまとめ店)	株式会社北國銀行 (金沢市役所支店)	取 引 日 付 印	
上記のとおり通知します。			
(金沢市保管)			《宿泊税納入済通知書》

プレプリントされた納入書の場合は、「申告期間、区分、税額及び合計額」のみの記入となります。

【年度、年度分】

- 納入する日の属する年度を記入してください。
例) 令和6年10月分⇒「506」

【通知書番号】

- 宿泊税特別徴収義務者登録通知書に記載された整理番号11桁を記入してください。

【申告期間】

- 納入申告書で申告した宿泊対象月を記入してください。
- 申告及び納入の期限の特例の適用を受けている場合は、カッコ内も記入してください。

【税額】

- 納入申告書の「納入すべき金額
合計」に記載した金額を右詰めで記
入してください。

【合計額】

- 最上位桁の左欄に「¥」記号を記入してください。

【納期限】

- 当該申告月分の納期限を記入してください。

- ※ 実際の納入書は3連式です。
- ※ 記入内容は3枚とも同じです。
- ※ 金額の訂正はできません。

・ 宿泊税納入期限等特例申請書

申告及び納入の期限の特例の適用を申請する場合に使用します。

(16、17 ページをご参照ください。)

令和6年 5月 20日

(宛先) 金沢市長

住 所 金沢市〇〇町3-2-1
(所在地)
氏 名 かなざわ観光株式会社
(名 称) 代表取締役 金沢 花子

宿泊税納入期限等特例承認申請書

宿泊税の納入申告書の提出及び納入の期限に係る特例の承認について、金沢市宿泊税条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。

宿泊施設	所 在 地	金沢市〇〇町3-2-1		
	名 称	ゲストハウスかなざわ		
	営業開始日	令和5年2月15日	宿泊施設番号	200999
特別徴収義務者登録日		令和5年 2月 1日		
申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの宿泊税の納入すべき金額		762,000円		
金沢市宿泊税条例第7条第3項の規定による承認の取消しの有無		有 (年 月 日取消し) ・ ☐ 無 ☒		
宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の有無		有 (年 月 日決定) ・ ☐ 無 ☒		

【申請者】

- 宿泊事業者の住所、氏名を記入してください。
- 法人の場合は、所在地、名称及び代表者名を記入してください。

【宿泊施設】

- この特例の適用を受けようとする宿泊施設の情報を記入してください。

【特別徴収義務者登録日】

- 宿泊税特別徴収義務者登録通知書の通知日を記入してください。

【納入すべき金額】

【承認の取消しの有無】

【加算金の決定の有無】

- ・ 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの状況について記入してください。
記入例の場合では、令和5年5月から令和6年4月までの1年間となります。
- ・ 承認の取消しとは、過去にこの特例の適用を取り消されたことをいいます。

4 金沢市宿泊税条例・金沢市宿泊税条例施行規則（令和7年4月1日現在）

金沢市宿泊税条例

（宿泊税）

第1条 金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（用語の意義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）において使用する用語の意義の例による。

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業に係る施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（以下これらを「宿泊施設」という。）において、宿泊料金（宿泊（寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。以下同じ。）の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（免税点）

第3条の2 宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

（税率）

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円

(2) 宿泊料金が20,000円以上である場合 500円

（減免）

第4条の2 市長は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める者については、宿泊税を減免することができる。

（徴収の方法）

第5条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）

第6条 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に係る旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及

び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。
- 3 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならない。

- 2 宿泊税の特別徴収義務者が申告納入すべき宿泊税額が規則で定める額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限は、前項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める月に同項の規定により提出すべき納入申告書の提出期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

- 3 市長は、前項の規定による承認をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。

(特別徴収義務者としての登録等)

第8条 第6条第1項に規定する宿泊税の特別徴収義務者（宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の宿泊税の特別徴収義務者を除く。）は宿泊施設に係る営業を開始しようとする日の前日までに、同条第2項の規定により指定を受けた宿泊税の特別徴収義務者は当該指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における宿泊税の特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

- 2 登録義務免除対象宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別

するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 宿泊施設の所在地及び名称

(3) 客室数その他設備の概要

(4) 営業開始予定年月日（申請の日において既に営業を開始している場合にあつては、営業開始年月日）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

4 市長は、第1項又は第2項の登録の申請があつた場合には、宿泊税特別徴収義務者登録簿に登録するとともに、速やかにその旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

5 市長は、前項の規定による登録をした場合には、登録特別徴収義務者（同項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この条において同じ。）に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

6 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

7 第5項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

8 登録特別徴収義務者は、第3項各号に掲げる事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、登録の変更を申請しなければならない。

9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

10 前項の規定による申告をした者であつて、当該申告に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設に係る営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

11 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る営業を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に申告しなければならない。

12 第5項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から10日以内にその証票を市長に返さなければならない。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第9条 市長は、宿泊税の特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第10条 宿泊税の特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届けなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第11条 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、第7条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊に係る税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 宿泊税の特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。

(1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊料金並びに宿泊に係る税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(宿泊税に係る不足金額等の納付手続)

第12条 宿泊税の特別徴収義務者は、法第733条の17、第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、納入書によって納付しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第13条 宿泊税の特別徴収義務者は、第11条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 宿泊税の特別徴収義務者は、第11条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、宿泊税の特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 宿泊税の特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 宿泊税の特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の作成及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている宿泊税の特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の作成及び保存をもって当該関係書類の作成及び保存に代えている宿泊税の

特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（地方税に関する法令等の規定の適用）

第15条 第13条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け、保存及び作成が行われている関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令又は金沢市税賦課徴収条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第15条の2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

第16条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるもののほか、金沢市税賦課徴収条例の定めるところによる。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第6項、第7項又は第12項の規定のいずれかに違反した者
- (2) 第11条第1項の規定によって帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- (3) 第11条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者
- (4) 第11条第2項の規定によって作成すべき書類について正当な事由がなく作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成した者又は同項の書類を隠匿した者
- (5) 第11条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（納税管理人に係る不申告に関する過料）

第19条 第10条第2項の認定を受けていない宿泊税の特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告を

しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

〔平成30年規則第49号で、平成31年4月1日から施行〕

(適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日において現に宿泊施設に係る営業を営んでいる者については、施行日に宿泊施設に係る営業を開始するものとみなして、第8条第1項の規定を適用する。
- 4 宿泊税の特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、第6条第2項並びに第8条第1項（前項の規定が適用される場合を含む。）、第3項及び第4項の規定の例により行うことができる。
- 5 施行日から3月を経過する日までの間における第15条第1項の規定の適用については、同項中「当該承認を受けようとする関係帳簿の備付けを開始する日（当該関係帳簿が2以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の3月前の日」とあるのは、「この条例の施行の日から3月を経過する日」とする。
- 6 施行日から3月を経過する日までの間における第15条第2項の規定の適用については、同項中「当該承認を受けようとする関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代える日（当該関係書類が2以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日）の3月前の日」とあるのは、「この条例の施行の日から3月を経過する日」とする。

(検討)

- 7 市長は、この条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和3年12月20日条例第47号）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

- 2 改正後の第13条から第15条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に係る関係帳簿及び関係書類について適用する。

附 則（令和6年3月27日条例第13号）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、第15条の次に1条を加える改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。
- 3 改正後の第15条の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定（第15条の次に1条を加える改正規定に限る。）の施行の日以後にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分について適用し、同日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分については、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和6条例53）抄（罰則の適用等に関する経過措置）

第19条 この条例の施行前にした行為の処罰の適用については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第20条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第23条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則

で定める。

附 則（令和 6 年12月20日条例第53号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第15条による改正）

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月27日条例第11号、金沢市税賦課徴収条例及び金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例第 2 条による改正）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

金沢市宿泊税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）及び条例において使用する用語の意義の例による。

(宿泊料金)

第3条 条例第3条の規則で定める金額は、宿泊者が宿泊施設（同条に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額（当該宿泊に対する補助金、助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき金額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認めるものに相当する額

(特別徴収義務者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定による指定をしたときは、宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）に対し、宿泊税特別徴収義務者指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(申告納入の方法)

第5条 条例第7条第1項の規定による宿泊税の申告及び納入は、宿泊税納入申告書（様式第2号）及び宿泊税納入書（様式第3号）により行うものとする。

2 宿泊税の納入は、宿泊施設ごとに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申告期限の特例の要件等)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 申請日（次項の申請書を提出する日をいう。以下同じ。）において特別徴収義務者となった日の属する月の末日から1年を経過していること。
- (2) 申請日の1年前の日の属する月から申請日の前月までの当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計が120万円以下であること。

- (3) 条例第7条第3項の規定による承認の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- (4) 申請日前1年間に於いて、宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- (5) 申請日前1年間に於いて、特別徴収義務者が市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (6) 特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第7条第2項の規定の適用を受けようとする者は、宿泊税納入期限等特例承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（特別徴収義務者の登録の申請等）

第7条 条例第8条第1項又は第2項の規定による登録の申請は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第8条第4項の規定による登録の通知は、宿泊税特別徴収義務者登録通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第8条第5項の証票は、宿泊税特別徴収義務者証（様式第7号）とする。

4 前項の証票の交付を受けた者がその証票を紛失し、汚損し、又は破損したときは、宿泊税特別徴収義務者証再交付申請書（様式第8号）に、紛失したことを証するに足りる文書又は汚損し、若しくは破損した証票を添えて、速やかに市長に申請するものとする。

5 条例第8条第8項の規定による変更の申請は、宿泊税特別徴収義務者登録事項変更申請書（様式第9号）により行うものとする。

6 条例第8条第9項から第11項までの規定による休止、再開又は廃止の申告は、宿泊施設営業休止・再開・廃止申告書（様式第10号）により行うものとする。

（徴収不能額等の還付又は納入義務の免除の申請等）

第8条 条例第9条第1項の規定による宿泊税額に相当する額の還付又は宿泊税額の納入義務の免除の申請は、宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第11号）に、その理由を証明する書類を添付して行うものとする。

（納税管理人の申告等）

第9条 条例第10条第1項の規定による納税管理人の申告は宿泊税納税管理人申告書（様式第12号）により、納税管理人の承認の申請は宿泊税納税管理人承認申請書（様式第13号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の認定の申請は、宿泊税納税管理人選任免除認定申請書（様式第14号）により行うものとする。

（帳簿及び書類の電磁的記録による保存等）

第10条 条例第13条又は第14条に規定する関係帳簿又は関係書類に係る電磁的記録又は電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムの作成、備付け及び保存をしようとする特別徴収義務者は、この規則に定めるもののほか、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号）及び電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年大蔵省令第43号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）の規定の例により、作成、備付け及び保存をしなければならない。

2 条例第13条第3項の規則で定める関係書類は、宿泊税の関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

3 条例第13条第3項の規則で定める装置は、スキャナとする。

4 条例第14条第3項の規則で定める場合は、電子帳簿保存法施行規則第3条第3項に規定する場合に相当する場合とする。

（更正の請求）

第11条 法第20条の9の3第3項の規定による宿泊税の更正の請求は、宿泊税更正請求書（様式第15号）により行うものとする。

（賦課徴収）

第12条 宿泊税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、条例の施行の日（平成31年4月1日）から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「提出する日」とあるのは「提出する日（平成31年7月1日から平成32年3月31日までの日に限る。）」と、「特別徴収義務者となった日の属する月の末日」とあるのは「当該宿泊施設の営業を開始した日」と、同項第2号中「1年」とあるのは「3月」と、「120万円」とあるのは「30万円」とする。

附 則（令和2年12月28日規則第69号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第174号による改正）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月22日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第3号の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第39号、金沢市規則で定める様式における押印の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第45号による改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年12月20日規則第63号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月11日規則第33号、金沢市規則で定める様式における文書記号の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則第1条第78号による改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第5号）

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

5 申告書等の提出先・お問い合わせ

○ 金沢市総務局市民税課（諸税係）

所在地 〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号（市役所第一本庁舎2階）
受付時間 平日午前9時～午後5時45分
電話番号 076-220-2168
FAX 076-220-2154
メール shiminzei@city.kanazawa.lg.jp

○ 金沢市ホームページ（宿泊税に関するページ）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminzeika/gyomuanai/1/4/28700.html>

金沢市 宿泊税

検索



令和8年4月1日 改訂版
編集・発行 金沢市総務局市民税課